

令和2年4月30日

生徒・保護者各位

東京都立光丘高等学校長

尾崎 肇

都立光丘高等学校における今後の教育活動について（3）

現在、新型コロナウイルス感染症について、なおも感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況が続いており、5月6日（水）までとなっている緊急事態宣言について、延長の可能性がニュース等で報じられています。また、感染拡大防止の取組が長期化することも想定されます。

こうした状況を踏まえ、生徒の健康を第一に考え、本校の対応については下記のとおりといたします。このような状況を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校の臨時休業の実施について

- (1) すでに学校ホームページでお知らせしたように（4月24日（金）掲載）、5月7日（木）、8日（金）は臨時休業とします。
- (2) 5月6日（水）までに緊急事態宣言が解除になった場合
5月7日（木）、8日（金）は臨時休業とし、5月11日（月）から学校を再開しますが、11日（月）の登校方法・登校時刻等については、5月8日（金）までに学校ホームページで連絡します。
- (3) 5月6日（水）までに緊急事態宣言が解除にならなかった場合
引き続き緊急事態宣言が解除になるまで臨時休業を実施します。課題や諸連絡等を学校ホームページ及び Classi（2・3年生のみ）で行いますので、毎日必ず確認してください。

2 臨時休業中の生活について

- (1) 学習課題について
 - ア これまでの臨時休業期間中の取組方法を基本とし、おおむね週単位で課題を提示します。
 - イ 毎週月曜日に、学校ホームページと Classi に課題の一覧表を掲載します。

- ウ 一覧表の指示で、各自課題に取り組んでください。
- エ 1年生については、課題を郵送します。発送した際は、学校ホームページでお知らせします。

(2) 生活習慣について

- ア 学校の時程に沿った生活を心がけましょう。時程表は生徒手帳にあります。不要不急の外出を避けましょう。
- イ 毎朝体温を測り、風邪症状の有無を確認しましょう。
- ウ 生活状況・学習状況を担任が把握するため、電話やClassi等で連絡します。(状況が好転した場合、登校による個別指導も検討しています。)
- エ 学校からの電話で不在着信があった場合は、平日の午前8時30分から午後5時00分までの間に学校に折り返し電話をしてください。学校では、生徒の状況把握のために担任等が電話をかけていますので、電話回線の混雑状況によってはつながらない場合があること、臨時休業中は教職員も在宅勤務の場合があることを御理解ください。
- オ 頭髪については臨時休業中であっても生徒心得、生徒指導方針のとおり一切の加工を禁止します。
- カ アルバイトについては、感染者の爆発的な増加を抑えるという観点からも控えてください。日常生活に支障のあるアルバイトは認めません。
- キ 引き続き手洗い、咳エチケットの励行や「密閉した環境」「密集した環境」「密接した環境」を避けるなどの感染症対策を一層、徹底しましょう。

(3) 部活動について

- ア 臨時休業中及び登校日の部活動は行いません。感染拡大防止の観点から、「自主練習」と称して複数で集まって活動することは禁止します。
- イ 感染の危険のない範囲で、個人でできる練習や登校再開後の活動計画の作成、電話やメール等を活用した部員間の情報交換など、部活動に関連して、今できることや今しかできないことを考えてみましょう。

3 臨時休業後の教育活動について

(1) 登校について

- ア 臨時休業が終わっても、当面の間、学校での個人面談やホームルーム単位でのオリエンテーションを優先し、教科の学習は上記2(1)と同様に週単位での課題学習とします。
- イ 登校する際、生徒は、登校日の朝、家で体温を測り、風邪症状の有無を確認してください。ホームルーム教室の入口に健康観察表を置きますので、登校時に生徒自身で記入するよう御家庭での御指導をお願いいたします。
- ウ 37.5℃以上の発熱がある場合は、新型コロナウイルス感染症の疑いがありますので、登校しないでください。

(2) 部活動について

感染拡大防止の観点に沿って活動を計画し、指導します。

4 家庭との連携について

(1) 上記以外にも、必要に応じて、担任等が電話連絡を行い、生徒の状況を家庭と連携して把握します。

(2) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または濃厚接触者となった場合には速やかに学校に連絡してください。生徒が感染した場合には学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行います。

5 相談について

(1) 基本的には学級担任が窓口となり相談を受けます。また、健康面に関しては養護教諭への相談も可能です。教職員も在宅勤務等で学校に不在の場合もありますことを御承知おきください。

(2) LINE相談「相談ほっとLINE@東京」等の相談窓口も必要に応じて活用してください。

6 補足

上記については、現在の検討結果であり、今後の状況によっては変更することがあります。変更の場合は、学校ホームページでもお知らせします。

(問合せ先)

東京都立光丘高等学校

副校長 坂口 雄一

電話 03-3977-1501

ファクシミリ 03-3977-3794